

2016年社会保障制度等に関する要求

日本退職者連合

1. 持続可能な社会保障制度について

(1) 「人間の安全保障」が完備された社会に向けて

社会の安全と安心、一人ひとりの尊厳を基盤に、誰もが必要なときに必要な支援を受けることのできる社会、「人間の安全保障」が完備した社会を作ること。

(2) 改革は関係者の合意と機能強化重視で

社会保障の改革は関係者の合意を重視し、機能強化の観点から進めること。

(3) 社会保障関係費抑制の数値目標の撤廃を

骨太方針 2015 による社会保障関係費抑制の数値目標を撤廃すること。

2. 社会保障教育の推進について

「社会保障教育推進に関する検討会」報告をもとに、厚生労働省と文部科学省が連携して正しい社会保障理解を進める教育を体系的に推進すること。

3. 雇用・労働法制について

社会保障の基盤である雇用の安定を図ること。労働者派遣法を第 189 国会改定前に復元するとともに、手当てなし残業を内容とする労働基準法改定案を撤回すること。また、金銭解雇を可能にする法案の検討をやめること。

4. 被用者保険の確実な適用と対象拡大について

国として、加入資格を有する労働者を洩れなく被用者保険に加入させるとともに、短時間労働者への被用者保険の適用拡大について 2019 年を待たず前倒しで見直し、速やかにかつ抜本的に拡大すること。また、必要に応じて「僅少労働年金」を参考にした制度を導入すること。

5. 年金制度について

(1) マクロ経済スライド調整の名目下限方式の堅持

マクロ経済スライドによる調整にあたっては名目下限方式を堅持すること。
また、基礎年金はマクロ経済スライドの対象外とすること。

(2) 基礎年金拠出期間延長等にかかる選択幅の拡大

- ①年金受給者の選択権を前提に、基礎年金拠出期間を延長すること
- ②在職老齢年金は就労による労働参加率向上を促すようあり方を検討すること。

(3) 公的年金積立金の管理・運用

①被保険者の利益のための運用

公的年金積立金の運用については、専ら被保険者の利益のため運用すること。

②被保険者代表参加による合議機関の設置

運用方針の検討・決定については被保険者代表が過半数参加する合議機関でその同意を得て行うこと。また、合議機関の委員はインサイダーとなる業界構成員を除外するとともに、退任後も一定期間回転ドア型の業界再就職を制限すること。

③公的年金積立金の株式投資比率の拡大撤回

政府が日銀の金融緩和と一体で GPIF に強要した株式投資比率拡大方針を撤回すること。

④社会的責任投資の推進

株式運用投資では、国連が呼びかけた「責任投資」を推進すること。

6 地域包括ケアシステムについて

(1) 選択可能な統合された医療・介護ケアシステムの確立

利用者の必要性和選択を満たす切れ目のない医療・介護のネットワークを確立すること。このため「地域医療介護総合確保基金」を計画的に活用すること。また、医療・介護ケアの基盤となる診療報酬・介護報酬を確保すること。

(2) サービス提供体制の整備

街づくりと一体で、入院・通院、入所・通所、訪問の最適形態で、診療・

看護・リハビリテーション・介護のサービスを提供する基盤を整備し、サービス提供者の連携を実現すること。また、地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、地域包括ケアシステムでは家庭での看取りまでを構築すること。

(3) 人材の育成・確保と財政基盤の整備

地域包括ケアシステム確立のために不可欠な人材を育成・確保すること、そのための財政基盤を整備すること。

(4) 関係者間の合意形成を基本に速やかな推進

地方自治体・事業者・市民と協働し、合意形成を図りながら確実かつ速やかに推進すること。

7. 医療制度について

(1) 高齢者医療制度

高齢者医療制度改革会議の最終とりまとめに基づき、後期高齢者医療制度に代わる新たな制度を作ること。「70歳以上の高額療養費上限見直し」「75歳以上の医療費定率負担2割化」「所得に加え金融資産等を算定基礎とした患者負担」を実施しないこと。

(2) 公的皆保険の堅持

- ①公的国民皆保険を堅持すること。皆保険の崩壊につながる「混合診療」を拡大しないこと。
- ②皆保険を破壊し、医療費の増大を招く「医療の産業化」を排除すること。

(3) 新しい国保制度

財政運営主体の都道府県化をはじめとする新しい国保制度について、被保険者の理解と納得を得て円滑に施行すること。

(4) 強制によらない制度運用

医療に関する制度運用にあたっては、目安・情報の提供と協議による選択を重視し、基準・要件による強制を持ち込まないこと。

- ①健康診査および保健指導実施状況による後期高齢者支援金の加減算をやめること。
- ②保険料の傾斜設定、社会保険を民間保険化することにつながる、個人に対する健康予防インセンティブを名目とする保険料軽減やヘルスケアポイント付与を廃止すること。

8. 介護保険制度について

(1) 介護の社会化と被介護者の権利保障

介護保険制度を名実ともに介護の社会化を実現する制度とすること。このため被介護者の権利保障とともに家族等の介護者に対する支援を体系的に整備すること。

(2) 認知症対策基本法の制定と社会的損賠制度の検討

- ① 認知症対策基本法を制定するとともに、事業計画を整備し確実に実施すること。
- ②認知症高齢者に起因する損害について、発生を防止する社会的な施策を整えるとともに、家族に過剰な賠償責任を負わせない方策を検討すること。

(3) 在宅生活支援サービス基盤の整備・拡充

高齢者が地域・在宅で暮らし続けるために、在宅生活を支えるサービス基盤の整備・拡充を図ること。

- ①介護保険と相互補完する位置づけで老人福祉法による施策を再整備・充実して生活支援・健康増進を図り、中軽度者の重度化を防止すること。
- ②予防訪問介護・予防通所介護について、新総合事業への移行を撤回し、従来の予防給付に戻すこと。新総合事業移行に関連して示した「基本チェックリスト」を要介護認定申請前段に位置付ける方針は申請権の侵害になるので撤回すること。
- ③ 軽度者を含めた必要な介護給付を確保すること。
- ④ 生活援助サービス・福祉用具貸与等を自己負担化しないこと。
- ⑤地域包括支援センターの機能を強化するために、基幹となる地域包括支援センターを直営で設置し、センター間の役割分担や連携の強化を図るとともに、その人員体制の強化を図ること。

(4) 高齢者が安心して暮らせる居住の場の整備

- ① 特別養護老人ホームの整備・拡充を図るとともに、個室・ユニット型居室の整備等の居住環境の改善を図ること。多床室の入居者負担を増額しないこと。
- ② 低所得・要介護（要援護）高齢者が安心して暮らせる居住の場を確保するため、養護老人ホームの機能強化と職員配置基準を改善するとともに、量的・質的な整備・拡充を図ること。また一般財源化以降顕著になった市町村の養護老人ホームへの「措置控え」傾向を改善するために、養護老人ホームの財政基盤の強化を図ること。

(5) 介護事業労働者の処遇改善とその検証

従事者の処遇を改善するために介護報酬（処遇改善加算・サービス提供体制強化加算）を改善し、加算が確実に従事者に分配される方策を講ずること。このため、事業者ごとの人件費比率の公開を求めるとともに労働法令違反を一掃すること。「介護離職ゼロ」を実現する前提として「介護職員離職ゼロ」になる処遇改善を実施すること。

(6) 被保険者の加入拡大

介護保険の被保険者を医療保険加入者に拡大すること。

(7) 利用者負担を増やさないこと

介護保険の自己負担割合は1割を維持すること。利用者負担の算定基礎に資産を含めないこと。

(8) 企画・運営への労使代表、高齢者団体の参画

介護保険の制度検討やその運営にあたっては、被保険者・保険料を拠出する労使の代表が参画し決定する体制を確立すること。とりわけ市町村介護事業計画の策定や地域包括支援センターの運営等への被保険者・高齢者団体の参画する仕組みを構築すること。

9. 貧困・低所得者対策について

(1) 生活保護基準の復元

2013年8月・2014年4月・2015年4月に切り下げた生活保護基準を復元すること。

(2) 自立支援法は権利保障前提に実効ある運営を

生活困窮者自立支援法について、当事者の権利保障のため自治体と協力して、確実な事業実施を図ること。

(3) 「低所得高齢者臨時給付金」は実施しないこと

あいまいな制度趣旨・法的根拠で国政選挙前後に支給しようとすることは政権による露骨な参議院選挙対策ばらまきであり、実施すべきではない。

10. 公共交通の充実について

交通政策基本法の趣旨を踏まえ、高齢者や障害者の生活に必要な移動手段確保を社会保障の一環に位置付け、地域公共交通を充実・整備すること。

(1) 国・自治体が一体となった取り組み進めよ

交通政策基本計画に基づき、実質的な移動権の保障のため実効性のある施策を確立し、国・自治体が一体となって積極的に取り組むこと。このため、交通従事者代表(労働組合)の意見を十分聴くなど、現場の実態に即した具体策を策定し、まちづくりと一体となった地域公共交通活性化・再生整備施策を推進すること。あわせてそのための所要の財源を確保すること。

(2) 交通事業者に対する安全対策の徹底を

貸切ツアーバス等の重大事故により公共交通の重要な使命である安全・安心が揺らいでいる。交通事業者に対する監査体制や指導の強化など安全対策の徹底をはかるとともに、この間の交通分野の規制緩和が安全に与えた影響について検証すること。また、過労運転防止策の確立、法令違反に対する罰則規定の強化など、事故の根絶と安全輸送体制確立にむけた抜本的な方策を構ずること。

1 1. 「マイナンバー」と社会保障個人会計について

(1) 個人情報保護のもと厳格な運用を

マイナンバーについては、厳格な個人情報保護の下、市民合意が得られた範囲での利用とすること。ナンバーを悪用した個人情報への侵入・改竄・なりすまし犯罪を防止するために万全を期すること。

(2) 社会保障の個人会計とは遮断した運用に

マイナンバーは個人の特定にのみ使用し、社会保障の負担と給付に関する個人会計とは将来に亘って完全に遮断すること。

1 2. 審議会等への参画について

当事者主権、社会保障制度の民主的運営のため、日本の高齢者組織代表の一つである退職者連合の推薦する者を社会保障審議会の委員に選任すること。

1 3. 税制について

(1) 個人所得税

① 年金課税

年金課税について、年金生活者の生活保障を大前提に、社会化された扶養であるという年金所得の社会的性格、及び応能負担原則を踏まえた一貫性ある税制とすること。

② 配偶者控除の見直しと年金生活者の負担

配偶者控除の見直しを検討する場合は、年金生活世帯の増税・社会保険料負担増をもたらさない方策を講ずること。

(2) 法人税

企業の社会的責任を無視した法人税減税をしないこと。

(3) 復興特別税

① 東日本大震災からの復興・再生を着実に推進すること。

② 復興特別税について、個人所得税を維持して法人税の3年目を不要とした根拠、国の特別会計による事業計画の全貌と執行状況、自治体の事

業実績を示すこと。

14・エネルギー政策について

(1) 早期完全事故処理と原因の究明・情報開示

汚染水対策を含め福島原発事故の早期収束を図り、事故原因の徹底究明と情報開示を進めること。

(2) 原子力エネルギーに依存しない社会に向けて

原子力エネルギーに代わるエネルギー源の確保、再生可能エネルギーの積極推進および省エネの推進を前提として、最終的には原子力エネルギーに依存しない社会を目指すこと。

15. 積雪・灯油福祉料について

積雪寒冷地の年金生活者に「積雪・灯油福祉料」等を支給できるよう自治体に対する財政措置を講ずること。

16. カジノ賭博合法化阻止について

賭博を公認・推進することを内容として議員立法が試みられている「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」は、賭博による市民の生活破壊および反社会的勢力による施設内外の支配をもたらす。関係者と協力して、これを廃案にすること。

17. 奨学金制度の改革について

高等教育における給付型奨学金を導入すること。また、2008年社会保障国民会議で検討課題とされた「年金積立金を活用する奨学金」の考え方を含めて、無利子奨学金拡充、有利子奨学金廃止について検討すること。

18. 不招請勧誘・販売に対する規制強化について

高齢者や初期認知症患者などに、特に被害をもたらしている不招請勧誘・販売に対する法的規制を強化すること。そのため、第190通常国会で成立した特定商取引法に「事前拒否者への勧誘禁止」を明記すること。

以上

低所得高齢単身女性問題に関する政策・制度要求

退職者連合

退職者連合は、低所得高齢単身女性が日々の暮らしのなかで直面している、さまざまな課題の解決に向けて、国ならびに地方自治体に対し当面次のとおり要求する。

1. 認知症対策について早期に推進すること

- (1) 国は認知症対策基本法を制定すること。
- (2) 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）に基づき具体的な環境整備を早急にはかること。
- (3) すべての市町村に、認知症初期集中支援チームの設置を実現すること。
- (4) 認知症の人が住み慣れた地域で可能な限り生活を続けていくための支援整備をはかること。

2. 生活困窮者自立支援法の実効性を高めること

- (1) 生活困窮者支援を、地域と各自治体全体の課題として位置づけること。
- (2) 相談窓口の充実（相談窓口の周知、適正な相談員と配置、利用される相談時間と施設）をはかり、就労支援、居場所づくりなど生活支援を強化すること。
- (3) 2013年8月から実施されている生活保護基準の引き下げと、「冬季加算」「住宅扶助」の引き下げについては行わず、憲法25条の生存権保障の理念を守ること。

3. 安心して暮らせる居住の場の確保について

- (1) 国・地方自治体は、居住の継続が困難な状態にある低所得高齢者、とりわけ低所得高齢単身女性に対し、一定の質が担保された住居の確保と速やかな入居・転居を図ること。
- (2) 国・地方自治体は、個人情報に配慮し、常に低所得高齢者の住居の種別実態ならびに暮らしの状況把握を行ない、低所得高齢者、低所得高齢単身

女性が安心して暮らせる住環境の整備をはかること。

- (3) 国・地方自治体は、空き家を活用した生活支援サービスと組み合わせた機能的な健康を維持できる街づくりをはかること。

4. 社会的孤立や孤独死の防止について

- (1) 国・地方自治体は、高齢者の社会的孤立や孤独死を防止するため、地域社会におけるきめ細かな見守りや支え合いの体制整備を急ぐこと。その場合、地域包括ケアセンターや民生委員、町内会、自治会等をはじめ、ライフライン事業者（電気・ガス・水道等）、民間事業者（郵便配達、新聞配達等）などとの連携による効果的なネットワークを構築すること。
- (2) 具体的な活動推進に当たっては、個人情報共有を図ると共に、その取り扱いについては慎重を期すこと。

5. 年齢によらない働く場の確保・拡大について

高齢社会にあって、健康で働く意欲のある高齢者や、各分野で活用しうる技術・能力を有する高齢者が定年制などによって、そうした意欲や技能を生かし切れていないケースが少なくない。国・地方自治体は、各機関との連携を密にし、年齢によらない男女の働く場の確保・拡大の実現をはかること。

6. 移動困難者対策について

国・地方自治体は、買い物や通院など日常生活において、移動困難者に対し、「交通政策基本計画」に基づき、公共交通機関をベースとした切れ目のない移動支援に取り組むこと。

以上